

令和3年度 石川県福祉系高校修学資金貸与 ～ 募集案内 ～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 概要

- (1) この事業は、本県の①介護サービスの質の向上、②質の高い介護人材の確保並びに定着を図ることを目的とした貸与事業です。
- (2) この修学資金は、無利子でお貸しする貸付金です。
※給付型奨学金ではありません。
- (3) 福祉系高校を卒業後、以下の要件をすべて満たすと、修学資金の返還が免除されます。
 - ① 介護福祉士に登録する
 - ② 介護福祉士として、3年間継続して、石川県内（以下「県内」）で、返還免除対象業務に従事する ※返還免除対象業務は別紙をご覧ください
- (4) 在学中に学業不良のため留年したり退学した場合や、卒業後に（3）の返還免除の要件を満たせなくなった場合等は、お貸しした修学資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。
- (5) 修学資金を借り受けた場合は、福祉系高校での就学状況や、卒業後の勤務状況等を石川県社会福祉協議会（以下「県社協」）に、報告する必要があります。

2 対象者

- (1) 次の①～⑤のすべてに該当していることが必要です。
 - ① 県内に所在する福祉系高校に在学中の方
対象校 石川県立田鶴浜高校
 - ② 貸与申請日時点で日本国内に住民登録がある方
 - ③ 福祉系高校を卒業後に県内において介護福祉士として少なくとも3年間継続して返還免除対象業務に従事しようとする方
 - ④ 以下のいずれかに該当する方であって、家庭の経済状況等から貸与が必要と認められる方。
 - ア 学業成績が優秀と認められる方
 - イ 卒業後中核的な介護職として就労意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心が認められる方
 - ⑤ 暴力団員等反社会的団体関係者でない方

- (2) すでに、同種の国庫補助事業による貸与及び給付（高等学校等修学支援金を除く）を受けている場合、この修学資金は申請できません。

3 貸与の内容

(1) 貸与額

1	修学準備金	30,000 円以内	入学時に限ります。
2	介護実習費	30,000 円以内	1 年度当たり 30,000 円以内（在学中 3 年間で 30,000 円×3 回=90,000 円以内）
3	国家試験受験対策費用	40,000 円以内	1 年度当たり 40,000 円以内（在学中 3 年間で 40,000 円×3 回=120,000 円以内）
4	就職準備金	200,000 円以内	卒業時に限ります。

※1～4 については、授業料や入学金に充当することはできません。

3 については、通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費等の経費に充当できます。

- (2) 利子 無利子
(3) 貸与期間 福祉系高校の在学期間内
(4) 貸与方法 年 1 回貸与（口座振込）します。ただし、卒業年度に限り年 2 回貸与します。

4 連帯保証人

必ず 1 名必要です。要件は次のとおりです。

- ① 返還債務を負担する資力のある方
- ② 原則として、県内に住民登録を有する成年の方
※貸与を希望する方が未成年の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。ただし、法定代理人に資力がない場合は、別に連帯保証人を立てる必要があります。また、申請者が未成年の外国人留学生で、法定代理人が海外居住者の場合、法定代理人とは別に資力を有する連帯保証人を立てる必要があります。

5 募集期間

令和3年10月1日（金）～11月5日（金）まで
※この期間内に、福祉系高校を經由して申請が必要です。

6 募集人員

20人程度

7 申請について

在学している福祉系高校を經由して申請してください。
※直接、県社協に申請できません。

- (1) 貸与を希望する方(申請者)は、在学している福祉系高校に申し出てください。
- (2) ①～⑥の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、福祉系高校に提出してください。
 - ① 貸与申請書（第1号様式）
 - ② 推薦書（第2号様式）
 - ③ 個人情報の取扱同意書
 - ④ 住民票（申請者及び連帯保証人のもの）
※外国人の方は、国籍と在留資格などを省略しないもの
 - ⑤ 成績証明書（高校2年次以降に貸与申請する場合のみ必要）
 - ⑥ 所得証明書（申請者と生計を一にする方全員及び連帯保証人のもの）
※前年度分の所得証明書又は源泉徴収票、確定申告書、年金通知書の写し

8 申請から返還免除までの流れ

- (1) 申請者は、福祉系高校に申請書類を提出します。
- (2) 県社協は、福祉系高校を經由して提出された書類に基づき、審査します。
- (3) 貸与を決定した場合は、県社協と申請者とで金銭消費貸借契約書を取りかわします。（この契約により申請者は借受人となります）
- (4) 県社協は、年1回（卒業年度は2回）借受人に修学資金を振り込みます。契約期間中、毎年度、県社協は借受人の就学状況を福祉系高校経由で確認します。
- (5) 借受人は福祉系高校を卒業したら、介護福祉士に登録し、県内で返還免除対象業務に就いたことを県社協に届け出ます。

- (6) 返還が免除になるまで、毎年度、県社協は、借受人の就業状況を確認します。
借受人は、従事先から証明を受けた書類を、県社協に提出します。
- (7) 借受人は、介護福祉士として県内で3年間継続して従事した場合は、県社協に返還免除を届け出ます。
- (8) 県社協は、返還免除の届出を審査し、承認した時は、借受人の返還を免除します。

※在学中に学業不良のため留年したり退学した場合や、卒業後に返還免除の要件を満たせなくなった場合等は、お貸しした修学資金を返還していただきます。償還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。事前に県社協に連絡してください。

9 お問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 地域福祉課／担当：
〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号
TEL 076-224-1212／FAX 076-222-8900